

「海上起重技能者のレベル判定申請手続き」

2020年4月から建設技能者の能力評価制度がスタートし、職種ごとの能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)に登録・蓄積される建設技能者1人ひとりの保有資格や現場経験の履歴を評価する仕組みが構築されました。

本制度については、能力評価実施機関による判定受付を実施することになりました。

海上起重技能者のレベル判定(レベル2以上)を希望される方は、申請書類(①②③④)を郵送してください。

その他、ご不明な点等がございましたら申請の前にお問い合わせ下さい。

1. 能力評価(レベル判定)対象者及び申請に当たっての留意事項

(1) 対象者は、CCUSに登録し、「技能者ID」を有している建設技能者。

(2) 対象者は、「海上起重能力評価基準」において申請するレベルに必要な資格、経験年数等の要件を満たし、かつ、その資格のすべてがCCUSに登録済みの者。

※「能力評価基準(海上起重)」に示すレベル別の保有資格が、CCUSに未登録の場合レベル判定の受付は出来ませんのでご注意下さい。CCUS登録(変更)完了後に申請下さい。

【評価基準表(海上起重)】を参照して下さい。

(3) レベル判定申請は、技能者本人からはできません。所属事業者等(技能者の就業年数などの経歴を証明できる会社の代表者)からの申請をお願いします。

2. 申請書類

(1) 作成する書類

「能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書(様式1)」及び「経歴証明書(様式2)」に記入して下さい。(自署欄以外、手書きの受付はできません。また、類似のものであっても、他の Excel フォームの受付はできませんので、ご注意下さい。)

①能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書(様式1)

・申請者が申請するレベル、保有資格、経験年数等を申告する書類

【能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書(様式1)】

②経歴証明書(様式2)

・就業期間の証明は、所属事業者の証明を受けて下さい。過去に複数の企業に就業していた場合も、技能者の申告に基づいて、現在所属している事業者の証明を受けて下さい。

・CCUS登録前の就業期間は、原則として最長でもCCUSに登録されている最も古い資格の取得から現在までの期間となります。

・申請者本人の自署は必須。

【経歴証明書(様式2)】

(2) 添付書類

③申請者の「建設キャリアアップカード」の写し(カラー)

④申請手数料の振り込み明細書の写し

3. 申請方法

作成・押印した申請書類(①②)、添付書類(③④)の全てを折らずに封筒(角形2号)に入れ配達記録が確認できる方法(特定記録、レターパック等)で、以下に郵送してください。

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8階
一般社団法人 日本海上起重技術協会 能力評価レベル判定担当 行

4. 申請手数料

申請書の送付に先立ち、以下のとおり申請手数料4,000円の振り込みを行い、振り込み明細書の写しを申請書類と一緒に提出して下さい。2名以上の申請を行う場合は、人数分をまとめて振り込みを行うこともできます。

振込先	みずほ銀行	神谷町支店
	普通預金	3033486
	口座名義	建設技能者能力評価制度推進協議会

※お手数ですが、振り込み依頼人名の前に『11』の数値の記載をお願いします。

※恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担をお願いします。

5. 申請書処理後のスケジュール

(1) 「能力評価(レベル判定)結果通知書」について

申請内容とCCUSに登録されたデータ突き合わせ、申請レベルの要件を満たしていることが確認できれば、1週間程度の後、協会より「能力評価(レベル判定)結果通知書」を所属事業者等宛に郵送します。

(2) レベル判定後の建設キャリアアップカードの発行について

当協会にてレベル判定を終了した者は、1週間程度の後、建設業振興基金より所属事業者等に新カードが発送されます。

6. レベル判定申請申込み・お問い合わせ先

一般社団法人 日本海上起重技術協会 能力評価レベル判定担当(鈴木)
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8階
TEL:03(5640)2941 FAX:03(5640)9303